

改正法第10回認定自治体

・改正法第10回で認定した自治体(15市町村)は以下のとおり。<15計画、15市町村(11都県)>

岩手県1(1)	陸前高田市
山形県1(1)	金山町
茨城県1(1)	美浦村
東京都1(1)	日の出町
新潟県1(1)	田上町
長野県1(1)	青木村
静岡県1(1)	熱海市
徳島県1(1)	佐那河内村
香川県1(1)	三木町
佐賀県1(1)	嬉野市
熊本県5(5)	合志市、大津町、南小国町、小国町、相良村

* 上記に加えて計画変更認定申請が229件。

* 都道府県の後ろの数字は、計画数(市区町村数)となっている。

* 令和4年12月23日時点における認定件数は1,301計画(47都道府県1,459市区町村)

* 宮城県、栃木県、埼玉県、石川県、福井県、山梨県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、広島県、山口県、愛媛県、福岡県についてはすべての市町村で認定。